

富選告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号 以下「法」という。）第 74 条第 1 項（条例の制定又は改廃の請求）第 75 条第 1 項（監査の請求）第 76 条第 1 項（議会の解散の請求）第 80 条第 1 項（議員の解職の請求）第 81 条第 1 項（長の解職の請求）第 86 条第 1 項（役員の解職請求）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項（教育長又は委員の解職の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項（合併協議会設置の請求）の規定により請求することができる場合の数は、それぞれ次のとおりである。

記

1. 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項の規定による有権者の総数の 50 分の 1 の数

236 人

2. 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による有権者の総数の 3 分の 1 の数

3,934 人

令和 8 年 7 月 22 日

富士見町選挙管理委員会

委員長 小松 康 孝